

金の鯨のもと 弁護士が教員と 法教育をめぐるバトル?

日弁連「市民のための法教育委員会」主催「教員セミナーin愛知」報告

日弁連 市民のための法教育委員会 委員 薙井 順子

多くの会員の方のご協力を頂き大阪府下の学校に弁護士が出張授業する活動を続けて今年で8年目。学校関係者や生徒さんたちからの評判も上々でここ数年は年間50校300クラスを超える学校で弁護士の授業が実施されるようになりました。

ところで、大阪のように弁護士が学校に行き授業、しかもクラス単位で授業をするという活動をしている単位会は少数派です。日弁連「市民のための法教育委員会」(以下「日弁法教育委員会」と言います)では、法教育授業を学校現場で学校の先生(教員)に実践してもらうため、毎年「教員セミナー」を開催しています。ずっと東京で関東地方の教員対象に実施されていたのですが、今年は愛知県弁護士会館で実施されました。愛知県は長年学校現場と弁護士が緊密な連携をして先進的な法教育授業を実践されてきた土地であり、学校教育には素人の弁護士が考える法教育と学校現場で求められる法教育授業の違いが浮き彫りになり、興味深いものでした。

金のシャチホコが見える愛知県弁護士会館で弁護士と教員が熱く語り合った教員セミナーの様子を、傍聴していた当職の私見の範囲ではありますが、ご報告したいと思います。

1 教員セミナーの前半では、まず福井大学の橋本康弘教授から「主権者教育(法教育)と次期学習指導要領」の題で主権者教育を学校で実施する必要性・重要性・実施する場合の注意点について講演があり、次に福井で弁護士が関わった主権者教育授業の実践例の紹介がありました。

2 弁護士 VS. 教員

そのあとはいよいよ弁護士数名と教員数名の計10名ぐらいのグループに分かれての討論の始まりです。約2時間グループワークをした後グループごとに授業案を1つ作成するというものです。当職が見学したグループでは、中学生向け授業としてある事例をたたき台にした「模擬調停」を生徒に実践させる授業案づくりをしていました。

たたき台になったのは、日弁連法教育委員会において、生徒たちに民事的紛争解決を実践させる目的で開発した授業案です。

模擬調停の事例は、学校の文化祭においてグループで器楽演奏をする予定の生徒の1人Aが、練習の時に高価な(時価100万円超)楽器を自宅から持ってきていた。校則では高価な私物の校内持ち込みには学校の許可が必要となっているのに、Aは学校の許可をとっていなかった。そして、練習場所に向かうときに持ち主ではない生徒BがAの楽器を運んでいた時、廊下を走ってきた生徒Cがぶつかって高価な楽器が壊れてしまったという事件でした。なお、壊れた楽器は、修理はできるが修理代が60万円かかる上、修理しても元の音色は取り戻せない、生徒Bが使っている楽器は1万円程度のものだったという前提です。

この事例では学校に無断で高価な楽器を持ってきていたA、楽器を運んだ生徒B、ぶつかった生徒C、と3人の対立当事者がいるわけで、それぞれの利害をどう調整するのかを、生徒に調停委員の立場から考えてもらおうというものです。勿論、正解というのは用意されていません。

弁護士が考えたこの授業の目的は、複数の立場の異なる人の意見を聞いて理解し、中立の第3者の立場から利害調整して解決する体験を生徒にさせることでした。つまり、話し合っ解決するというプロセスが重要なのであり、話し合いの結果出た結論の妥当性は重要ではないと弁護士は考えていました。

ところが、グループワークの最初に、教員からは何のために生徒たちに模擬調停をさせるのか、授業の目標が分からないという戸惑いの声が多く上がっていました。紛争解決のための回答（正解）は一つではなく、また0か100かの二者択一でもなく利害調整をしながらの話し合いの結果（結論）には様々なバリエーションがあるということは弁護士にとっては当たり前かつ日常的に行っている活動ですが、一般の人には当たり前ではないということが痛感されました。

ただ、授業の目的が分かっからの教員の方たちの対応は見事なものでした。愛知県での教員セミナーに参加された方々が法教育実践の経験豊富な教員だったことも大きいのでしょう。つい理念先行で法教育を考える弁護士に対し、学校現場に精通する立場から、法教育を実践（意見の対立があることを理解し調整しつつ1つの結論に集約していく過程を大事にすることこそまさに法教育）すべく、生徒たちに現実感を持たせてより真剣に討論できるように事例の中身を改変し（例えば、100万円超の楽器というのは生徒には高価すぎて弁償は無理とあきらめて早期に思考停止になる可能性があるので楽器の値段を10万円にする、とか）、当事者間の利害対立をより掘り下げて考えさせるために生徒に当事者役を体験させてはどうか、いや、生徒には中立的な立場の調停委員役だけ体験させた方が利害を調整させる経験という意味では適切ではないか、当事者のキャラクター設定を固定するのではなくキャラクター設定そのものを生徒に考えさせてはどうか、例えばBさんはAのもってきた楽器の値段を知っていたのか、知らなかったのか、Aは保険に入っていたらどうかなどを考えさせたらどうか、その議論をさせた場合に生徒たちが得られるメリットは何か、そもそもこの事案を題材に模擬民事調停を授業でするとしたら何コ

マかかかるか、等、司会進行役の弁護士が口をはさむ暇もないほど、教員同士で、また弁護士も交えて議論は白熱し、様々なアイデアが出て、これは最後に一つの授業案にまとまるのかと傍聴していた当職が心配になったほどでした。しかし、さすがプロの教員、「案は案だから」と実際に授業をする個々の教員がクラスの実情に合わせて工夫する余地を残しつつ、時間内に授業案を完成されました。

3 弁護士会、並びに個々の弁護士には一般市民に「伝えたい！」と思う信念やそれに基づくスローガンがあります。弁護士が学校に行って授業をする理由は、生徒に自分の信念を伝えたいからという面があるのは事実です。

しかし、忘れてはいけないのは、授業の主役は生徒で、授業の目的はあくまで「教育」だということです。つまり、授業は弁護士が何を信じているかを伝えるためにある場ではないのです。特に主権者教育は、前号でもお伝えした通り、「児童生徒に主権者として自分の頭で判断し、その判断に基づく行動をする力を身に着けること」が目的ですので、論争のある事柄は論争のあるものとして生徒に届ける、すなわち「中立性」を意識する必要があります。授業では、第一に、判断の基本となる価値観、すなわち人権や公平、公正と言った概念を生徒さんたちに理解してもらうこと。次に、現実の社会がどうなっているかを伝えること。最後に、個人としての弁護士が正しいと信じていることを伝えるのはいいですが、自分と同じ意見を信じるよう生徒さんたちに押し付けてはいけないということになります。

この点、教育のプロである教員は、徹頭徹尾、生徒の考える力を伸ばす育てるために授業をどうするかという考え方をします。特に、法教育を学校現場で実践されてきた愛知の教員の方々の「授業は伝えるのではなく考えさせる場」との意識は高く、弁護士にも同様の水準を強く求めておられました。

大阪では弁護士が学校で授業を行っているわけですが、その際、愛知の教員の方たちの示された「押し付けるのではなく、理解させ、考えさせること」ということを忘れてはならないと強く思った次第です。